

会議結果報告書

令和4年9月29日

会議の名称	令和4年度第3回志木市情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	令和4年9月29日（木）14時00分～15時20分
開催場所	市役所3階 大会議室3-2
出席委員	竹前 榮二（会長）、大貫 結子（会長職務代理） 阿部 眞治、清水 賢三、西川 和人、 荷田 幸雄、羽賀 佳和、榎本 秀夫、 荻島 亜紗美、松澤 真衣 (計10人)
欠席委員	(計0人)
説明職員氏名	〔市政情報課〕 萩山主事 (計1人)
議題	【諮問事項】 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う志木市の考え方 〔市政情報課〕
結果	審議終了（質疑事項を书面報告） （傍聴者 なし）
事務局職員	村山総合行政部長、川島課長、萩山主事
審議内容の記録（審議経過、結論等）	
1 開会	
2 議題	
【諮問事項】	
個人情報の保護に関する法律の改正に伴う志木市の考え方〔市政情報課〕	

(志木市情報公開・個人情報保護審議会条例第3条の規定による諮問)

<説明員>

- ・法改正の内容は、全国で統一した規定のもとで個人情報の保護をする、というもの。
- ・法の解釈の範囲内で施行条例を規定することとなるが、市が規定できる事項については、現行条例の規定を踏襲する。
- ・前回の審議会で出た検討事項について、以下のとおり報告を行った。
- ・資料1で意見公募手続きの結果報告を行った。
- ・資料2で個人情報保護委員会と志木市情報公開・個人情報保護審議会の役割について説明を行った。
- ・資料3と資料4で現行条例と改正法の比較を行った。
- ・資料5で安全管理措置における個人情報を含む業務の外部委託について説明を行った。

<質疑応答>

委員) 個人情報保護委員会の業務に苦情あつせんとの記述があるが、どんな内容を想定しているのか。

説明員) 個人情報保護委員会が電話による相談を受け付けている。具体的には、個人情報の取扱いに関する苦情を、相談者がトラブルの相手方に申し出たが、トラブルの相手方の対応や回答内容をめぐり、争いが生じた場合に必要あつせん等を行う場合などが考えられる。

委員) 相談は、解決まで導いてくれるのか。それとも一般的な質問だけなのか。

説明員) 個人情報保護法に関する一般的な質問への回答や、苦情の内容を所掌する他の相談窓口の紹介、個人情報保護法に定められた義務に反すると思われる行為があった場合の情報の受付等が考えられる。

委員) 相談内容としては、どんな内容が考えられるのか。

説明員) 相談者が利用しているサービスの提供事業者に苦情を申し立てたが、対応してもらえない。相談者が利用しているサービスの提供事業者に対する苦情対応に不満があるが、どうしたら良いか分からない。個人情報保護法の義務規定に従い、自分の個人情報が適切に取り扱われていない、等が考えられる。

委員) 特記仕様書にある損害賠償とは民事と刑事、どのような場合を想定しているのか。

説明員) 個人情報を漏洩すると、刑事上の罰則のみならず、民事上も法的責任(損害賠償責任)が発生します。

委員) 個人情報保護委員会が実施する事項の中にある国際協力とはどんな事なのか。

説明員) 米国や欧州との連携の深化やアジア太平洋諸国等との中期的な協力関係の強化を目指した活動を行っている。

委員) 法改正により施行条例を制定することとなるが、市民サービスの低下は無いのか。

説明員) 改正法で許容されている条例事項については、サービスの低下が無いように施行条例を規定する。

委員) 町内会の名簿等も個人情報のファイル簿の作成対象となり、公表も必要なのか。

説明員) 調べて回答する。

委員) 特記仕様書の中に、ネットワーク系の部門に関連する事項が含まれているが、記載されている内容だけだと不十分に思う。

説明員) ネットワーク関連の事項についてはセキュリティポリシーに記載があるため、取扱いを検討する。

委員) セキュリティポリシーに記載があるのであれば、特記仕様書の該当部分は削除しても良いのではないか。

説明員) 一部削除させていただく。

委員) セキュリティポリシーが変更される際には志木市情報公開・個人情報保護審議会に諮問してほしい。

説明員) 貴重なご意見ありがとうございます。セキュリティポリシーの中に個人情報の保護に関する事項も含まれていますが、セキュリティポリシーとは、組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めたものであります。よって情報公開・個人情報保護審議会への諮問は必要なく、情報セキュリティ委員会による審議を行い、庁議の決裁を経たうえでの変更を予定しております。

<その他>

① 追加での説明事項

1 審議会への諮問事項で具体的なもの

・条例の改廃

法律の改正に伴う条例の改正や廃止をする場合など

・安全管理措置の基準

個人情報を含む業務を外部委託する際に、事業者が遵守する事項を定めた特記仕様書の整備を行う際など

・運用上の細則

開示請求を受けた際のコピー代相当額を変更する場合など

2 町内会でも個人情報ファイル簿を作成する必要があるか

法改正の後でも作成義務はないが、従前通り個人情報の保護に関する法律の第4章に規定される安全管理措等を遵守した個人情報の取扱いが求められる。

3 閉会